

のうぎょうと農業委員会

第23号

編集
十和田市農業委員会
☎516740

中野均市農業委員会会長と 市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞

中野均市農業委員会会長と市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞し、4月22日に市役所で伝達式が行われました。

中野会長は平成3年6月から農業委員、平成20年7月からは会長職を務め、農地パトロールなどで管内農地の利用状況を把握し、遊休農地の

発生防止と解消、担い手へのあつせんなど、農地の有効利用に積極的に取り組んできました。また、市農業委員会は、担い手への農地利用集積を推進してきました。

農林水産部構造政策課の西村達弘課長代理から表彰状が授与されました。



伝達式にて表彰状を授与される中野会長



表彰状を手にする中野会長（左）と西村代理者（右）

農地は適正に、責任を持って管理しましょう

農地法では、農地転用できる地域の制限や無断転用に対する罰則が定められており、遊休農地に対しては、農業委員会による利用状況調査の実施と指導が義務付けられています。

農地転用は許可が必要です

農地を農地以外に使用していませんか

農地転用とは：
農地を農地以外の用途に利用することです。例えば、住宅や店舗、駐車場などで利用する場合です。

また、一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。なお、登記地目が山林・原野などでも、現況地目が農地の場合は、許可の対象となります。

無断で転用すると：

許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることもあります。法人の場合はさらに厳しく1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

農地を耕作しないで放置していませんか

遊休農地とは：

現在、耕作の目的に使用されず、かつ、引き続き耕作の目的に使用されないと見込まれる農地です。

農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁殖や種子の飛び散り・病害虫の発生など、周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄される恐れがあります。

なお、相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は、納税猶予が取り消される場合があります。納税猶予が取り消されると、猶予税の全額または一部と利子税を納めなければなりません。

また、農業者年金が減額されるなどの影響が出る場合もありますので、ご注意ください。

家族経営協定調印式が行われました

2月14日と3月24日の両日、市役所で家族経営協定調印式が行われ、計16組の農家が協定を締結しました。市農業委員会ではより良い就労環境作りのため、家族経営協定の締結を推進しています。県内において8年連続して最多の締結数であり、現在124組の家族が協定のもと農業経営に励んでいます。



2月14日の調印式



3月24日の調印式

●家族経営協定とは

仕事と生活の区別があいまいになりがちな農業経営において、労働時間や役割分担・報酬・休日などについて、家族でルールを決めることにより、生きがいと働きやすい環境作りのために締結するものです。

- 締結のメリット
- ※経営主以外の配偶者や後継者も認定農業者になることが出来ます。
- ※一定の要件を満たした場合、農業者年金の保険料の一部が補助されます。
- ※後継者や配偶者も制度資金を借りることが出来ます。

移動農業委員会を4地区で開催

2月23日に羽立地区、3月16日に牛鍵地区・早坂地区・大下内地区の4地区で移動農業委員会を開催し、地区の農業者約110人が参加しました。

最初に農業委員会から①農地の利用②農地中間管理機構③遊休農地の解消④税制改正⑤農業者年金⑥家族経営協定などについて説明しました。その後、参加者から各説明事項についての質疑があり、活発な意見交換が行われ、終了後も個別相談を受ける地区もあるなど盛況でした。

移動農業委員会は、農業委員会が地域に向いて、地域の皆さんと膝を交えて意見交換を行い、明るい農村作りに役立てるものです。是非、皆さんの地区でも開催してみませんか。詳しくはお問い合わせください。



大下内地区での移動農業委員会の様子

農業後継者の結婚対策支援がスタートしました

農業後継者の結婚対策を支援する「十和田市農業後継者対策協議会」(中野均会長)が4月15日に設立されました。

協議会は、市、青森県上北地域県民局、十和田おいらせ農協、南部地域農業共済組合、市農業委員会で組織されています。今後、農作物の収穫体験交流会などを通じて、農業後継者の出会いを支援します。

農業者年金受給者の皆さんへ

現況届は6月30日までに提出を

農業者年金を受給しているかたは、6月30日(月)までに農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。忘れずに農業委員会か支所市民生活係へ提出してください。提出しないと年金が支給停止されます。現況届が届いていないかた、ご不明なかなどは、農業委員会までお問い合わせください。

※農地についてのご相談は、お近くの農業委員か、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

問 農業委員会 ☎6740